

第30回柏市農業委員会総会議事録

1 令和3年1月8日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 別館4階第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

3番	飯塚恒男	4番	岡田英夫
5番	大宮茂男	6番	染谷茂
7番	山崎明久	8番	成嶋君美
10番	金子幸司	11番	酒巻寿雄
12番	谷田貝和代	13番	遠藤秀生
14番	程田平	15番	橋本英介
16番	村越等		

16名中13名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	栗原豊	27番	増田直晴
-----	-----	-----	------

15名中2名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1番	坂巻洋行	2番	飯野文夫
9番	石井マサ子	18番	砂川晴彦
19番	木村寿	20番	相模農夫男
21番	坂巻儀治	22番	関根勝敏
23番	浜島照雄	24番	小川克己
25番	富澤英三	26番	友野博之
28番	染谷茂幸	29番	山野辺守
30番	石井一美	31番	秋谷昌治

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大野功
次長	寺嶋浩
副主幹	原田圭介
副主幹	安藤陽子

主任 前野 正 和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより、第30回農業委員会総会を開催いたします。

以下、着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員16名中13名、推進委員15名中2名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思います，選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。

議長一任ということですが，ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

飯塚恒男委員，大宮茂男委員，よろしくお願いいたします。

次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第 2 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、岡田委員長，よろしくお願いいたします。

岡田委員長 農地第 1 調査会は、去る 12 月 24 日，25 日，令和 2 年度第 10 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 4 条 1 件，第 5 条 24 件，第 5 条計画変更 1 件，主たる従事者証明 1 件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和 2 年 9 月に開催された第 26 回総会の議案第 1 号から 2 号の 3 件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を岡田委員長，お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は，貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は，逆井の畑1筆1,947㎡です。

市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

申請地の近隣に所在する事業者3者より，それぞれの所在地等から近く，利便性が高い申請地を駐車場として利用したい旨の要望があったことから，貸駐車場として整備する計画に至ったものです。

計画では，場内は砕石敷き，作業用車両15台，乗用車29台，合計44台を収容する予定です。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，出入口部分にコンクリート舗装を施し，周囲は既存安全鋼板柵を生かしつつ，新たに単管パイプ柵を設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ありませんか。

なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、酒井根の田2筆2, 374㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で土木建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、業務に関する工事現場の多くが分布する地域に近い申請地へ、新たに資材置場を建設する計画に至ったものです。

計画内容は、建設資材及び建設廃材置場で、重機及び資材運搬車両を駐機するほか、仮設トイレを設置します。場内は砕石敷きとします。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透、出入口部分は砕石敷きとし、周囲は既存フェンスを生かしつつ新たに防護鋼板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 ちょっと地形が分からないんですけれども、高台ということですか。場所的には高いんですか。

岡田委員長 元は田んぼを埋め立てた跡です。

村越委員 手前と比べて。

岡田委員長 平らです。

村越委員 全部平らということですか。

岡田委員長 きれいに整地はされていないんですけれども、大体平らです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

2番と3番は一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 2番から3番についてご報告いたします。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、賃借権の設定による多目的広場への転用許可申請です。

申請地は、大青田の畑5筆2, 728㎡です。

甲種農地、第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は流山市内で特別養護老人ホーム運営を営む法人で、施設の移転に伴い、入居者及び施設利用者のリハビリ用の多目的広場を現施設に隣接した申請地へ新たに計画するに至ったものです。

計画内容は、施設利用者がゲートボールや散歩等のリハビリに使用する天然芝張りの広場で、周囲に透水性アスファルトコンクリート敷きの遊歩道を設け、その脇にベンチを設置します。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透、出入口部分を除いた計画地周囲にはグリッドフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番と3番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 グリッドフェンスってどういうものなんでしょうか。

岡田委員長 グリーンのよく網目のフェンスありますよね。あれだそうですね。ひし形のやつです。

成嶋委員 ひし形のやつ。このグリッドフェンスで土砂等の流出を防止できますか。

岡田委員長 外周りを浸透性のアスファルトですするんで、中は芝なので、土砂の流出自体はそれほどないと思います。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほか。

はい、金子さん。

金子委員 金子です。

この土地の賃借料が随分安いような気がするんですけども。これだと固定資産税とかの支払いとか支障あるんじゃないかな。

岡田委員長 はい。確認しましたが間違っていないそうです。

金子委員 間違っているかと思った。間違っていないのなら分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の畑1筆102㎡です。

住宅や事業用地が連檐している区域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は千葉県野田市で中古自動車販売業を営む法人で、自社所有地である既存自動車販売会社に隣接する申請地へ販売車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、中古車両6台を収容する予定で、場内は砕石敷きとします。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透、周囲は既存コンクリート土留めのほか、重量ブロック及び番線丸太柵を設け、出入口部分にはコンクリートたたきを施し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。
どうぞ。

村越委員 車をここに置くということだけど、会社はどこにあるんですか。

岡田委員長 本社は野田市ですね。●●。

村越委員 車だけここに置くんですか。

岡田委員長 いや、系列店の自動車販売会社がそばにあってそこに社員を出向させて連携して運営するようです。

村越委員 分かりました。ただ置いておくのかなと思って。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 5番についてご報告いたします。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、塚崎の畑1筆1, 983㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で解体業を営む法人で、事業拡大に伴い中古自動車販売業を行うため、既存オークション会場に隣接する申請地へ販売車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画では、中古車両66台を収容する予定で、場内は砂利敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は万能塀のほか、築堤を設け、出入口部分はコンクリート敷きとし、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

次の審議に入ります。

6番から23番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 6番から23番についてご報告します。

調査会資料は31ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う農地造成の一時転用許可申請です。

申請地は、大井の畑29筆2万977㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地は、現在路面より低く、水はけが悪く、耕作しにくい状況となっていることから、天地返しの後、盛土をすることで路面及び隣地と平坦にした上、畑として耕作環境を整備する計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は既設水路に放流するほか、申請地の外側に新たに素掘り側溝を設けます。また、周囲に小堤を設け、のり面には芝吹きつけを施し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番から23番について、何か質問はございませんか。

どうぞ。

村越委員 村越です。

この土はどこから持ってくるんでしょうか。

岡田委員長 ●●からだそうです。

村越委員 どの土地。

岡田委員長 地山といって、山だったそうです。

村越委員 そこを平らにして、それを持ってくると。

岡田委員長 はい。そちら、ビルか何か建てて出る土を持ってきて埋

めるそうです。

村越委員 かなり面積広いので、期間としてはどのくらい予定しているんですか。

岡田委員長 許可後1年です。

村越委員 これ進入路というのは、運搬するのに道路が狭いような気もするんですけれども。

岡田委員長 ●●のほうから入ると言っていましたけれども。

酒巻委員 ●●の信号のところですよ。

岡田委員長 そうです，そうです。

村越委員 狭いんじゃないかな。

岡田委員長 交通事故等には十分注意してくださいとは伝えておきましたけれども。

村越委員 当然10t車ですよ。

岡田委員長 10t車。1日60台。説明によると，一度に来て一度に出ていくので，大体10台30分で出入り終わって，それが1日に，6回という説明でした。

村越委員 ●●のところか。

岡田英夫委員長 そうです。

村越委員 狭いな，しかし。

岡田委員長 ガードマンも立てるとは言っていました。

議長 そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、なしという声がありましたので、承認いたします。
次の審議に入ります。

24番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 24番についてご報告します。

調査会資料は45ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑1筆の一部332.58㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は現在家族で借家に住んでいますが、子供の出産に伴い手狭となったため、譲受人である父の所有する実家の隣接地に専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積76.09㎡、延べ床面積140.11㎡です。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透柵を設置し、宅内処理。汚水・雑排水は、下水本管に接続の上、放流します。周囲は、既存コンクリートブロック及びフェンスのほか、小堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

24番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告いたします。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、令和2年3月に農地法第5条の許可を受けた病院用地の建築計画変更のための計画変更を伴う転用許可申請であります。

申請地は、藤心の11筆9, 553㎡を事業計画地とするもので、当初計画のとおりとなります。

市街化区域に近接し，10ha以内の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は大学で教鞭を取る産業医で，地域住民から強い要望を受け病院の計画策定を行い，転用許可を受けましたが，新型コロナウイルスが拡大しており，より感染対策に対応する必要があることから，計画変更に至ったものであります。

建築内容は，鉄筋コンクリート造り平家建てを含む5階建てから，平家部分を除く5階建てにし，建築面積2,204㎡から1,682.48㎡に，駐車場は97台分から114台分に計画を変更します。なお，病床数は当初計画と同じ104床となります。

被害防除対策につきましては，従前の計画と同様，雨水は雨水浸透貯留槽を設置し，オーバーフロー分を東側道路へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後，東側道路側溝へ放流します。周囲は，間知石，鉄筋コンクリート擁壁，コンクリートブロックを設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

工期が令和●●と書いてあるんですけども，そこがこれ完成の予定なんですか。

岡田委員長　そうです。

成嶋委員　今、令和でコロナがどこまで行っているんだか分からないんですけども、令和●●までコロナの影響が続くと病院側は見ているんでしょうか。

岡田委員長　そうだと思います。病院内で動線をつくって、もし何かあったときにコロナ患者と分けるための動線をつくったり、そういうのを考えての計画変更だということ。

成嶋委員　どのくらいのコロナが、今の状況と令和●●、その辺の比較というのはどういう説明をしていましたか。

岡田委員長　もうなくならないと思っているみたい、コロナ自体。ですから、病院としてはいつどんな状態になっても対応できるように計画しているみたいです。

議長　そのほかよろしいですか。

（「ありません」の声あり）

議長　よろしいですか。

なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長　ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を岡田委員長，お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は49ページからになります。

本件は，南逆井及び千葉市花見川区在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りを申し出るための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，南逆井の畑1筆1，517㎡です。

申請理由は，令和元年9月，農業経営に欠くことのできない申出者の親族が亡くなり，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。

議案第5号（その1）につきましては、村越委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

（村越 等委員退席）

議長 それでは、議案第5号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第1番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、手賀に在住の農業者で、手賀新田の田4筆、合計面積9,650㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第5号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

村越委員の除斥を解除いたします。

(村越 等委員入場)

議長 次に、議案第5号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番から第10番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、花野井に在住の農業業者で、新利根の田20筆、合計面積4万6,716㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第11番は、大青田に在住の農業業者が新利根の田1筆、面積2,034㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第12番は、大室に在住の農業業者が新利根の田3筆、合計面積4,714㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第13番は、大室に在住の農業業者が新利根の畑1筆、面積995㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第14番は、花野井に在住の農業業者が新利根の田2筆、弁

天下の田 3 筆，合計面積 1 万 6 ， 1 1 7 m²に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は 1 0 年です。

計画番号第 1 5 番は，柏に在住の農業者が岩井の畑 3 筆，合計面積 2 ， 3 8 5 m²に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は 3 年です。

計画番号第 1 6 番から第 2 1 番は，印西市に在住の農業者が柳戸の田 2 筆，布瀬新田の田 6 筆，千間橋の田 3 筆，合計面積 1 万 7 ， 1 9 4 m²に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は 3 年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認いたします。

議案第 5 号 (その 2) を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第 5 号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1番について，調査結果の報告を事務局に求めます。事務局，お願いします。

事務局 事務局で昨年12月7日月曜日に現地調査を行いましたので，ご報告いたします。

申請人は柏市大島田在住の農家の方で，農業経営の実態は現在1人で従事し，耕作面積は約44aです。申請地は大島田の畑2筆1，142㎡，約11aとなっております。

なお，申請人は当該申請地においてネギ，大根，コマツナ，ハウレンソウを栽培しており，引き続き農業に従事するということでした。

報告は以上になります。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，1番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が結果報告)

議長 ありがとうございます。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認します。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

2月の予定を申し上げます。

1日月曜，2日火曜が調査会で，1日は午前9時から，2日は午後1時から，別館第5会議室でございます。

担当は，農地第3調査会です。

5日金曜が総会で，午後2時から本庁舎第5，第6委員会室でございます。

慎重審議ありがとうございます。

以上をもちまして，第30回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時02分閉会)